

報告第26号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年11月27日 提出

京田辺市長 上村 崇

記

令和7年度北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約の一部変更契約

専 決 処 分 書

令和 7 年度北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負 契約の一部変更契約

令和 7 年度北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約の一部を
下記のとおり変更し、契約を締結する。

令和 7 年 10 月 28 日

京田辺市長 上 村 崇

記

1 契約の目的

令和 7 年度北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事

2 契約の金額

(1) 変更契約金額 (変更後の総契約金額) 283, 968, 300 円

(2) 変更による増額金額 6, 768, 300 円

3 契約の相手方

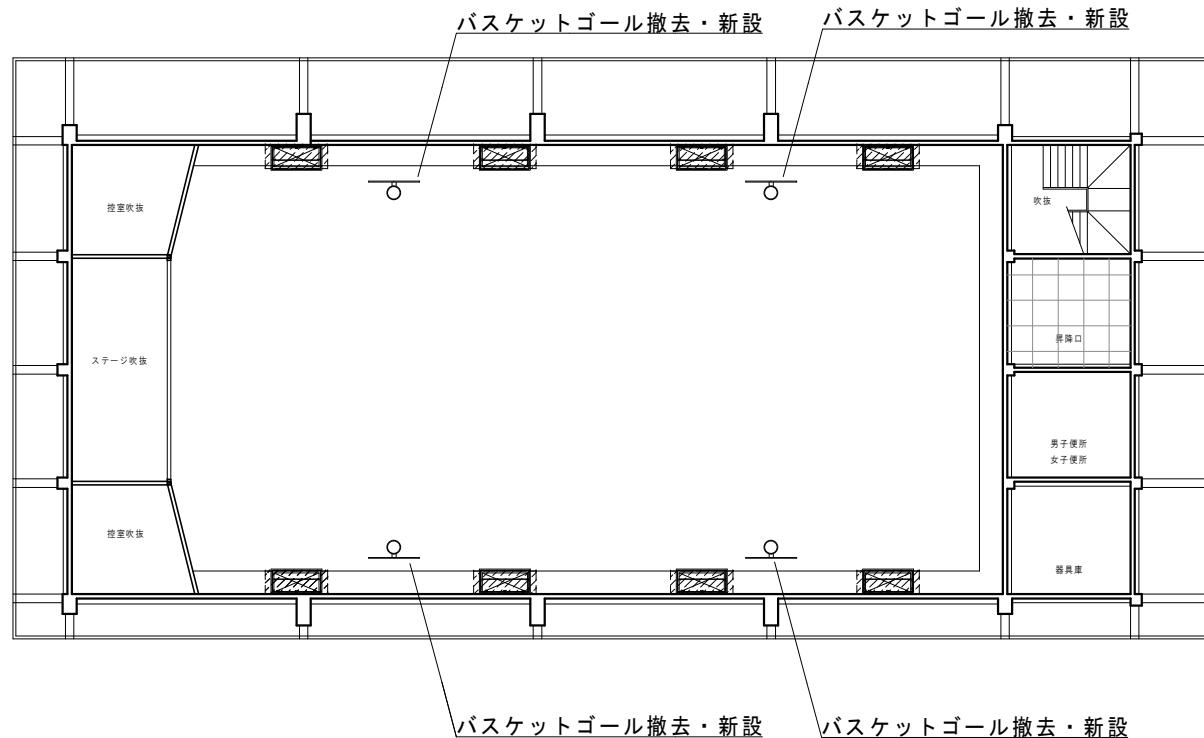
住 所 京都市南区吉祥院池ノ内町 1 番地

氏 名 明和管工業株式会社

代表取締役社長 高橋 潤

4 変更契約締結日

令和 7 年 10 月 29 日



変更請負金額 ￥6,768,300- (増額)

主な変更理由

- ① (大住小学校) バスケットゴール2対(4台) 取替工事の追加

大住小学校

工事名	北部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事	図面 No.
図面名	1階平面図・天井伏図	縮尺
京田辺市	開発指導課	1